

[別紙3] 二本松自治会役員会資料 平成21年度 会則改定案

	現条文	新条文
第18条	<p>(役員およびその定数)この会に次の役員をおく。</p> <p>会長 1名 副会長 数名 事務局 企画 2名           会計 1名           書記 1名           広報 2名</p> <p>理事(ブロック長)戸建理事:10名 および 各集合住宅理事:数名 また、事務局各役員には、補佐数名をおくことができる。</p>	<p>(役員およびその定数)この会に次の役員をおく。</p> <p>会長 1名 副会長 数名 事務局 企画 2名           会計 1名           書記 1名           広報 2名</p> <p>理事(ブロック長) 戸建理事:ブロック毎各1名 および 各集合住宅理事:数名 また、事務局各役員には、補佐数名をおくことができる。 また、前期会長・副会長の中から数名を、顧問としておくことができる。</p>
第19条	<p>(役員を選出)役員は、理事を除いて、総会において別に定める選挙規程に基づいて選出する。 尚、事務局員補佐は、役員会で選任することができる。</p>	<p>(役員を選出)役員は、理事を除いて、総会において選出する。 尚、事務局員補佐および顧問は、役員会で選任することができる。</p>
第21条	<p>(役員会の組織・機能)</p> <p>(1)会長は、この会を代表して会務を総括し、役員会の議長となる。 (2)副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。 (3)企画は、事務局を総括し、自治会事業活動の企画立案等を行う。 (4)会計は、第26条、第27条、および第28条の業務を担当する。 (5)書記は、総会及び役員会の記録並びに事務書類等の作成を担当する (6)広報は、自治体および他団体のニュース等を会員に回覧する</p> <p>(7)理事は、会員からの会費を集め会計に納入し、また、部会での意見や会員の意見を役員会に反映させると同時に、各種会議の決定事項を会員に周知する。</p>	<p>(役員会の組織・機能)</p> <p>(1)会長は、この会を代表して会務を総括し、役員会の議長となる。 (2)副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。 (3)企画は、事務局を総括し、自治会事業活動の企画立案等を行う。 (4)会計は、第26条、第27条、および第28条の業務を担当する。 (5)書記は、総会および役員会の記録並びに事務書類等の作成を担当する。 (6)広報は、自治体および他団体のニュース等を会員に回覧する</p> <p>(7)理事は、会員からの会費を集め会計に納入し、また、部会での意見や会員の意見を役員会に反映させると同時に、各種会議の決定事項を会員に周知する。 (8)顧問は、本自治会事業の経験に基づき会長・副会長を補佐する。</p>
第22条	<p>(役員の任期)役員の任期は、1年とする。ただし、第20条により選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、役員の再任は妨げない。</p>	<p>(役員の任期)会長・副会長の任期は、3年とし、他の役員の任期は、1年とする。ただし、第20条により選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、役員の再任は妨げない。</p>
第26条	<p>(会計帳簿)会の会計および資産を明らかにするために、会計簿、会費徴収台帳、備品台帳等を備え、会計がこれを管理する。</p>	<p>(会計帳簿)会の会計および資産を明らかにするために、会計簿、会費徴収台帳、備品台帳(相当)等を備え、会計がこれを管理する。 尚、各帳簿は、電子記録媒体で管理・保管する。</p>
第37条		<p>(実施細則の制定・改廃)</p> <p>(1)社会事情・会員の構成変化等の諸事情に対応し本会の活動を円滑に推進するために、会則の実施細則を設ける。 (2)実施細則の制定・改廃は、役員会で審議し決定する。 (3)実施細則は、自治会ホームページにより公開・周知する。 (4)次の各規定は、実施細則とする。       会計規程、支給規則、選挙規程、表彰規定、ホームページ運用規則</p>
附則4.		4. 第22条の規程にかかわらず、平成21年度の役員任期は、1年間とする。
附則5.		5. 改定された会則を、平成21年5月24日から施行する。